

## 解説

PwC Japan 有限責任監査法人 公認会計士 大澤 美幸

IFRSをめぐる動向 第159回 「持分法」プロジェクトの最近の動向（2022年4月～2023年11月IASB会議における審議）

（44頁）

## I. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会（IASB）の月次会議等における討議内容に基づき、IFRSをめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。今回は、「持分法」プロジェクトについて、2022年4月から2023年11月に開催されたIASB会議における審議の内容を中心に説明します。なお、本稿の内容は今後のIASBの討議状況によって変更される可能性があり、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りします。

## II. プロジェクトの背景および経緯

## 1. 2020年10月～2022年3月

持分法は、2012年にリサーチ・プロジェクトとして識別されたものの、IFRS第10号「連結財務諸表」（以下「IFRS第10号」という。）、IFRS第11号「共同支配の取決め」およびIFRS第12号「他の企業への関与の開示」の適用後レビューが実施されることとなり、一時リサーチ・パイプラインに移されていました。2019年に上記の適用後レビューに関する検討が開始されたことに伴い、2020年10月、延期されていた持分法に関するプロジェクトは再度リサーチ・プロジェクトに移行されました。

本リサーチ・プロジェクトの目的は「IAS第28号の原則を識別し説明することにより、連結財務諸表および個別財務諸表において、持分法の適用上の疑問点に対処できるかどうかを評価すること」とされました。また、この目的を達成するため、本リサーチ・プロジェクトのアプローチは、①適用上の疑問点を識別し、②IAS第28号の基礎にある原則を識別し、③適用上の疑問点に対して原則を適用することにより、これらの適用上の疑問点に対処することとされました。

2021年6月のIASB会議では、IAS第28号の基礎となる原則に関する議論が行われ、2021年10月のIASB会議では、選定された適用上の疑問点のリストが提示されました。

## 2. 2022年4月～

その後、2022年4月以降、原則を適用上の疑問点に適用する具体的な議論が開始されました。

2023年4月時点で、プロジェクトの範囲における多数の適用上の疑問点に対して暫定決定が行われたことから、本リサーチ・プロジェクトは基準設定プロジェクトに移行され、公開草案の公表に向けて作業することが決定されました。その際、IASBは併せて、本プロジェクトの目的を「IAS第28号に示されている持分法に関する適用上の疑問点に対する回答を、可能な場合にはIAS第28号から導き出された原則を用いて、開発する。」に更新しました。

その後、2023年11月のIASB会議を以て、適用上の疑問点、開示要求事項の改善、さらにIAS第28号の改訂に関する経過措置の要求事項に関する議論を終了したとして、現在、2024年下期の公開草案公表に向けた検討が進められています。

2020年10月以降の持分法プロジェクトのタイムラインは、【図表1】に示したとおりです。

【図表1】持分法プロジェクトのタイムライン



### III. IASB 会議（2022年4月～2023年11月）の議論の内容

2022年4月から2023年11月までに開催されたIASB会議では、適用上の疑問点、開示要求事項の改善、持分法を適用する関連会社以外の投資、IAS第28号改訂における経過措置について審議されました。ここでは、適用上の疑問点に関する審議のうち主なものについて説明します。

#### 1. 適用上の疑問点に関する審議

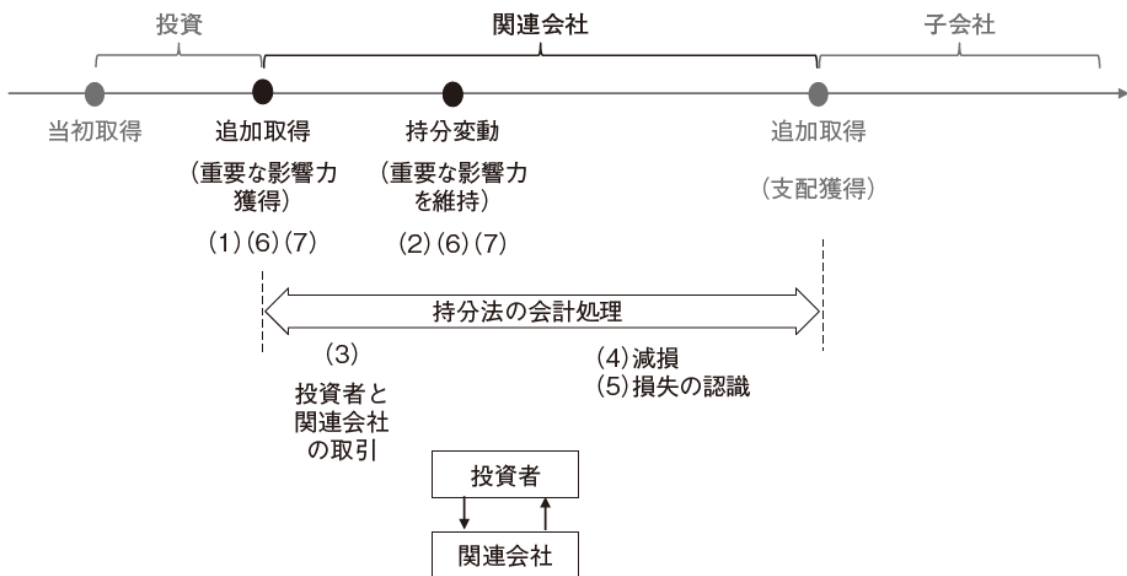
適用上の疑問点に関する審議項目は、以下のとおりです。

- (1) 重要な影響力の獲得に伴う投資者の持分変動
- (2) 重要な影響力を維持した状況における投資者の持分の変動
- (3) 投資者と関連会社との取引（IFRS第10号とIAS第28号の矛盾点）
- (4) 関連会社に対する投資の減損
- (5) 損失の認識

- (6) 関連会社に対する投資の当初認識 - 繰延税金の会計処理の要否  
 (7) 条件付対価

適用上の疑問点に関する、上記の各審議項目が問題となるタイミングを図示すると、【図表 2】のようになります。

【図表 2】 適用上の疑問点に関して審議された項目が問題となるタイミング



(1) 重要な影響力の獲得に伴う投資者の持分変動

適用上の疑問点

投資者が重要な影響力を獲得した際に投資の取得原価をどのように測定すべきかに関する規定はなく、実務上、次のいずれかにより測定が行われている点で測定方法に多様性が生じているとされていました。

- a) 重要な影響力の獲得時における公正価値
- b) 各持分の取得時や重要な影響力の獲得時における取得原価の累計額

IASB 会議の議論および結論

主に、持分法投資持分は単一の資産として認識されると考えられることや、報告企業の概念と整合する IFRS 第 3 号「企業結合」（以下「IFRS 第 3 号」という。）の考え方に沿ったものであることから、投資者が重要な影響力を獲得する場合、関連会社に対して過去に保有していた持分の公正価値を含め、移転された対価の公正価値で投資の取得原価を測定すること（上記 a）の方法）が暫定決定されました。

## (2) 重要な影響力を維持した状況における投資者の持分の変動

重要な影響力を維持したまま関連会社に対する投資者の持分が変動する場合に、どのように持分法を適用するのかについては、①から③の疑問点に分けて検討が行われました。

### ①関連会社の追加持分の購入

#### 適用上の疑問点

重要な影響力の変動を生じない関連会社に対する持分の追加購入の会計処理に関する明確な定めはなく、このような場合にどのように持分法を適用するのが問題となっていました。

#### IASB 会議の議論および結論

上記の適用上の疑問点に関して、以下の2つのアプローチに絞って検討が行われました（なお、（）内の数値は例示であり、【設例】に対応しています。金額の単位は百万円）。

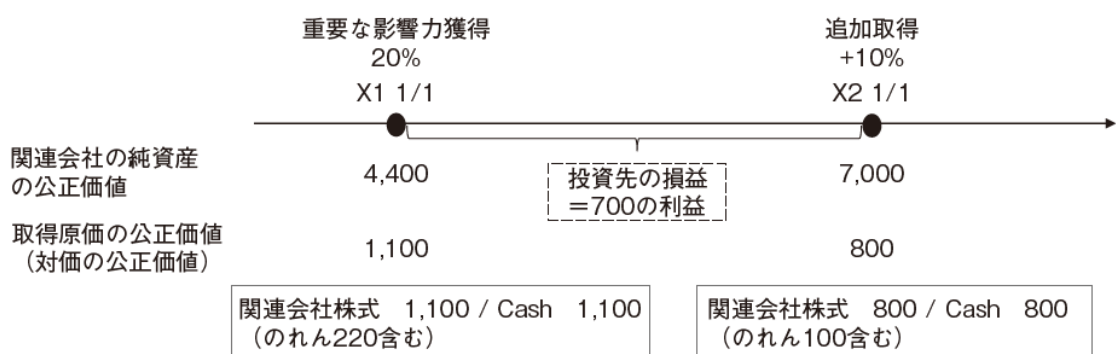
選好するアプローチ
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 重要な影響力を獲得した後、投資者は、関連会社に対する追加持分（additional interests）を購入の累計として捉える。</li><li>・ 追加取得に係る関連会社の純資産に対する持分（10%分）を、追加取得日の公正価値（700）で測定する。</li><li>・ 追加持分の取得原価（800）と純資産に対する当該持分（700）との差額を、のれん（100）または割安購入益として認識する。既存持分（20%分の 880）は再測定しない。</li></ul>
代替的アプローチ
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 重要な影響力を獲得した後、投資者は、関連会社に対する投資（investment）を単一の資産として捉える</li><li>・ 関連会社の純資産に対する持分（20%+10%=30%分）全体を公正価値で測定し、既存持分（20%）を含めた投資原価を追加持分取得の都度、公正価値で再測定する。</li></ul>

以下に、追加持分の購入に選好するアプローチを採用した場合の例を示します。

#### 【設例】選好するアプローチを採用した場合

取引例（単位：百万円）：

- ・20X1年1月1日、投資者は投資先の株式20%を1,100の対価で取得し、重要な影響力を獲得した。
- ・この日における関連会社の純資産の公正価値は4,400。
- ・20X1年1月1日から20X1年12月31日までの投資先の損益は、700。
- ・20X2年1月1日、投資者は800の対価で10%の株式を追加取得した。
- ・この日における関連会社の純資産の公正価値は7,000。



	X1 1/1	取得後の調整	X2 1/1	
純資産に対する持分	$4,400 \times 20\% = 880$	$700 \times 20\% = 140$	$7,000 \times 10\% = 700$	追加取得時に 既存持分 (20%分)は 再測定しない
のれん (負ののれん)	220	-	100	
取得原価	1,100	-	800	
投資の帳簿価額	1,100	1,240	2,040	

(2022年6月IASB会議AP13A付録Aの例を参考に一部加工して作成)

(1)に記載のとおり、重要な影響力の獲得時においては、関連会社に対する純資産の持分全体が単一の資産であるという考え方を採用しており、これとの関係では、「代替的アプローチ」の方が整合的であるとも考えられます。しかし、議論の当初から「選好するアプローチ」に対する支持が多く、他の適用上の疑問点については当該アプローチを前提に検討が進められていました。

選好するアプローチは、企業集団の境界線に変更が無い場合には既存持分について再測定をすることは適切ではない、という考え方を反映したものであり、IFRS第3号の考え方と整合します<sup>①</sup>。また、実務上也広く採用されており、多数の利害関係者が関連会社の資産・負債について、持分法適用後の変動に関する累積情報の把握を支持していることなどから、最終的に選好するアプローチを採用することが暫定決定されました。

## ②関連会社に対する持分の部分的処分

### 適用上の疑問点

重要な影響力を維持したまま関連会社に対する持分を部分的に処分する場合の会計処理に関する明確な定めはなく、特に、関連会社に対する投資のうち認識を中止すべき部分をどのように測定するのか、という点が問題となっていました。

### IASB 会議の議論および結論

選好するアプローチを適用する場合、関連会社の純資産に対する投資者の持分は各取得日の公正価値で測定されます。そのため、認識を中止する部分を特定する際には、この各取得日ごとの情報を反映させることが望ましいとの意見が聞かれました。しかし、関連会社に対する投資については、各取得日ごとの投資を別々に測定しているという見解（見解 A）とは別に、単一の投資を測定しているとの見解（見解 B）も存在します。見解 A は投資の管理方法と合致しておらず、持分法の適用に不必要な複雑さをもたらすとの意見が聞かれました。一方、見解 B はシンプルであり、かつ、持分法は関連会社の純資産の変動に対する持分を投資全体に対して認識し、その金額は投資全体に対して決定されるものであるとして、見解 B が採用されました。

これにより、認識の中止を行う部分を処分日現在の当該投資の帳簿価額の比例部分（投資総額に対する持分割合）として測定することが要求されることになりました（例：①の設例の投資総額（＝累積の帳簿価額）2,040、投資割合 30%の関連会社について、10%部分を処分した場合、 $2,040 \times 10\% / 30\% = 680$  が認識の中止を行う部分）。

## **③関連会社の純資産のその他の変動に対する持分の認識**

### 適用上の疑問点

投資先の純資産の変動のうち投資先の純損益にもその他の包括利益にも認識されず、投資先が受け取った分配ではないものに対する持分の会計処理に関する明確な定めはなく、特に、このような純資産のその他の変動に対する持分を投資者の資本に認識するのか、または純損益に認識するのか、という点が問題となっていました。

### IASB 会議の議論および結論

当該論点については 2012 年に公開草案「持分法：その他の純資産変動に対する持分」が公表され、投資先の純資産のその他の変動は投資先の業績を示すものではないことなどから、資本に認識することが提案されていました。しかし、投資者の持分の間接的な増減と投資の売買は経済的に類似しているなどの様々な意見が聞かれたことから、2014 年に当該公開草案を最終化しないこととされました。

2022年9月のIASB会議において、投資者が重要な影響力を維持したまま関連会社に対する投資者の所有持分を変動させるすべての取引は経済的に類似した結果をもたらし、そのため、これらの取引の報告は類似した結果となるべき、という見解が支持されました。この見解によれば、純資産のその他の変動により投資者の所有持分が変動する取引と、追加持分の購入や持分の部分的処分により投資者の所有持分が変動する取引は持分を変動させる取引という点で類似しており、純損益に認識すべきということになります。

以上より、資本性金融商品の発行により生じる投資者の所有持分を変化させる関連会社の純資産のその他の変動への持分法の適用方法（重要な影響力を維持する場合、かつ選好するアプローチを適用する場合）<sup>②</sup>について、次のように暫定決定されました。

- a) 投資者の所有持分が増加する場合、追加的な所有持分の購入として認識する。
- b) 投資者の所有持分が減少する場合、部分的な処分として認識する。

### (3) 投資者と関連会社との取引（IFRS第10号とIAS第28号の矛盾点）

#### 適用上の疑問点

関連会社に対する子会社の売却に関連するIFRS第10号とIAS第28号との間の要求事項には、以下の理由により矛盾点が識別されています。そのため、この場合の利得・損失をどのように認識すべきかが問題となっていました。

- a) IFRS第10号においては、投資者は子会社の支配喪失に伴う利得・損失を全額認識することが要求されている。
- b) IAS第28号においては、関連会社に対する関連のない投資者の持分の範囲内で認識される利得・損失を制限すること、すなわち消去仕訳が要求されている。

この適用上の疑問点については、IASBは2014年9月に「投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拠出」（以下「2014年修正」という。）を公表しており、事業に対する支配の喪失と事業を構成しない資産の売却または拠出に区別した会計処理が提案されていました。しかし、その後さらに検討すべき論点が識別されたことなどから、2015年12月に、当該2014年修正の発効日は無期限に延期することが決定され、現在に至っています。

#### IASB会議の議論および結論

この適用上の問題点について、2014年修正と同様に取引が事業に関するものかどうかで区別する案を含めた4つの選択肢が示されました。また、当初はダウンストリーム取引のみを検討対象としていましたが、ダウンストリーム取引とアップストリーム取引は4つ

の選択肢を適用する際に同様の影響を受けるとして、両方を対象に検討することとされました。その後 2023 年 1 月には、次の 2 つの選択肢に絞って検討することとされました。

選択肢 1：子会社に保有されているかどうかにかかわらず<sup>③</sup>、資産または事業に関するすべての拠出や売却について利得および損失の全額を認識する（IAS 第 28 号の消去仕訳に関する要求事項は適用されない）。

選択肢 2：子会社に保有されているかどうかにかかわらず、資産または事業に関するすべての拠出や売却について利得および損失を部分的に認識する（IFRS 第 10 号と IAS 第 28 号の要求事項が両方とも適用される）。

最終的に、2023 年 3 月の IASB 会議において、開示を強化した上で、選択肢 1 を採用することが暫定決定されました。

この結論に至るまでに、主に以下の 5 つの観点から議論が行われました。

#### ①報告企業概念との整合性

連結財務諸表においては、グループが未だ獲得していないとされる利益は消去することが要求されます。「支配」が報告グループの境界を決定するための基準であり、関連会社は報告グループには含まれない（IFRS 第 3 号や IFRS 第 10 号はこの報告企業概念と整合的）ことから、関連会社については消去仕訳の目的が不明確であるとされました。

#### ②消去仕訳を要求しないことが持分法を一行連結とする見解の修正になるのか

IASB スタッフの調査・分析の結果、IAS 第 28 号は当初、消去仕訳を要求しておらず、元々は IAS 第 31 号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」において比例連結に対して要求されていたものが IAS 第 28 号に引き継がれたものであったと考えられる見解が示されました。この見解を前提とすれば、利得・損失を制限することは持分法の適用に関するものではなく、消去仕訳を要求しないことは、持分法が一行連結であるとする伝統的な見解を修正することにはならないと結論付けられました。

#### ③情報収集・情報追跡の困難性

主に財務諸表作成者から、利得・損失を制限する場合、関連会社からの必要な情報の収集や、当該資産を売却するまでその後の調整が必要となり、コストがかかる点が指摘されました。

#### ④利益操作の可能性

消去仕訳を要求しない場合、企業が利益を操作することが可能になることが懸念点として指摘されました。しかし、投資者と関連会社との間の取引は独立企業間価格で行われる



ことが多いと考えられることや、新たに関連会社との取引に係る利得・損失の開示を要求することで一定の対処となることから、利益操作に関する懸念は低いとされました。

## ⑤開示の強化

財務諸表利用者から、投資者の財務諸表において開示される関連会社に関する情報は損益に関する十分な分解情報を提供しておらず、損益の分析のためには投資者と関連会社との間の取引に係る利得・損失を開示することが有用であるとの意見が聞かれました。また、④の利益操作の可能性の観点から、2023年9月のIASB会議において、投資者は関連会社との取引のうち、ダウンストリーム取引に係る利得・損失を開示することが暫定決定されました<sup>④</sup>。

## IV. おわりに

今後のステップとして、公開草案を公表するための所要のデュー・プロセスの手順を満たしたかどうかを検討することが予定されています。公開草案公表後のフィードバックを基に再審議を行うことも予定されているため、議論の動向を注視する必要があります。

### 【付表】2022年4月から2023年11月における主な暫定決定のまとめ

#### 1. 適用上の疑問点に関する暫定決定

(1) 重要な影響力の獲得に伴う投資者の持分変動		
	・ 関連会社に対して過去に保有していた持分の公正価値を含め、移転された対価の公正価値で投資の取得原価を測定する。	2022年4月 2023年3月
(2) 重要な影響力を維持した状況における投資者の持分の変動		
追加持分の購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>追加持分の取得原価と追加の持分との差額を、のれんまたは割安購入益のいずれかとして認識する。</li> <li>割安購入益は純損益で認識する。</li> </ul>	2022年4月 2023年3月 2022年6月

持分の部分的処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認識を中止する部分を処分日現在の当該投資の帳簿価額の比例部分として測定する。</li> </ul>	2022年12月
関連会社の純資産のその他の変動に対する持分の認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資者の所有持分が増加する場合、追加的な所有持分の購入として認識する。</li> <li>・ 投資者の所有持分が減少する場合、部分的な処分と認識する。</li> </ul>	2022年9月 2023年6月
<b>(3) 投資者と関連会社との取引 (IFRS 第10号とIAS 第28号の矛盾点)</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連会社とのすべての取引に係る利得・損失の全額を認識する。</li> </ul>		2023年3月
<b>(4) 関連会社に対する投資の減損</b>		
IAS 第28号の次のような修正を提案する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 減損の客観的証拠として公正価値の下落を評価する際に比較すべき金額を「帳簿価額」とする。</li> <li>・ 関連会社に対する追加持分に対して支払う購入価格または持分の一部についての売却価格が当該持分の購入日または売却日における関連会社に対する投資の帳簿価額よりも低いことを、減損の客観的証拠として追加する。</li> <li>・ 「著しいかまたは長期にわたる」という用語を削除する。</li> </ul>		2023年7月
<b>(5) 損失の認識</b>		
関連会社の追加持分を購入する場合における未認識の損失の「キャッチアップ」の要否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連会社への投資の帳簿価額をゼロまで減額し、当該関連会社の損失の持分を認識しなくなった場合、追加持分の購入時に未認識の損失を認識しない。</li> </ul>	2022年12月

<p>包括利益の各内訳項目の認識</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連会社に対する持分がゼロに減額されるまで包括利益に対する持分を認識する。</li> <li>・ 関連会社に対する投資の帳簿価額をゼロまで減額した場合、包括利益の各内訳項目に対する持分を区分して認識する。</li> <li>・ 関連会社の包括利益に対する持分が、投資の帳簿価額より大きな損失である場合、純損益に対する持分、その他の包括利益に対する持分の順序で認識する。</li> </ul>	<p>2022年12月</p>
<p><b>(6) 関連会社に対する投資の当初認識 - 繰延税金の会計処理の要否</b></p>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連会社の正味の識別可能な資産・負債に対する持分を公正価値で認識することから生じる繰延税金資産（または負債）を会計処理する（関連会社に対する投資の帳簿価額に含める）。</li> </ul>	<p>2023年4月</p>
<p><b>(7) 条件付対価（当初取得時や取得日後における認識・測定）</b></p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連会社に対する投資の取得時に、条件付対価を当該投資の取得原価の一部として認識し、その条件付対価を公正価値で測定する。</li> <li>・ 関連会社に対する投資の取得後は、次のように会計処理する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 資本に分類される条件付対価について、当該対価のその後の決済を資本の中で会計処理する。</li> <li>- その他の条件付対価について、当該対価を各報告日の公正価値で測定し、公正価値の変動を純損益に認識する。</li> </ul> </li> </ul>	<p>2023年6月</p>	

**2. 開示要求事項の改善に関する暫定決定**

<p><b>(1) 関連会社に対する投資の期首と期末の帳簿価額の調整表</b></p>
---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連会社に対する投資から生じる財務諸表上の金額の変動を評価するための情報を開示することを要求する開示目的を追加する。</li> <li>・ 関連会社に対する投資の期首と期末の帳簿価額の調整表を開示することを要求する。</li> </ul>	2023 年 9 月
<b>(2) 重要な影響力を維持しつつ所有持分を変動させる関連会社の純資産のその他の変動</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連会社の純資産のその他の変動を認識することから生じる利得・損失を開示する。</li> </ul>	2023 年 9 月
<b>(3) 持分法を適用する関連会社との取引</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連会社への取引（ダウンストリーム）に係る利得・損失を開示する。</li> <li>・ 関連会社からの取引（アップストリーム）に係る利得・損失の開示は提案しない。</li> </ul>	2023 年 9 月
<b>(4) 条件付対価契約</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 締結した条件付対価契約について次のことを開示する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連会社に対する重要な影響力を獲得した際の開示 <ol style="list-style-type: none"> <li>a) 投資の原価の一部として認識した金額</li> <li>b) 当該契約や支払金額の算定基礎の記述</li> <li>c) 結果の範囲の見積り（割引前）。範囲を見積ることができない場合には、範囲を見積ることができない旨やその理由。支払の最大金額が無制限である場合には、その旨</li> </ol> </li> <li>・ 投資者が条件付対価を回収もしくは決済するかまたは条件付対価が取り消されるかもしくは消滅するまでのその後の各報告期間の開示 <ol style="list-style-type: none"> <li>a) 認識した金額の変動（決済時に生じた差額を含む）</li> <li>b) 結果の範囲の変動（割引前）や当該変動の理由</li> </ol> </li> </ul> </li> </ul>	2023 年 9 月

c) 条件付対価を測定するために用いた評価技法や主要なモデルへの インプット	
---	--

### 3. 持分法を適用する関連会社以外の投資に関する暫定決定

<b>(1) 個別財務諸表における子会社に対する投資</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連会社に対する投資についての適用上の疑問点に関する暫定決定を、個別財務諸表における子会社に対する投資にも適用する。</li> <li>・ 親会社の子会社への取引から生じる利得・損失を開示する。</li> </ul>	2023年10月、11月
<b>(2) 共同支配企業に対する投資</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連会社に対する投資についての適用上の疑問点に関する暫定決定を、共同支配企業に対する投資にも適用する。</li> <li>・ 関連会社に対する投資について決定したのと同じ開示要求の改善を、共同支配企業に対する投資についても要求する。</li> </ul>	2023年10月、11月

### 4. IAS 第 28 号改訂の経過措置に関する暫定決定

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連会社または共同支配企業とのすべての取引に係る利得・損失の全額を認識するという要求を、遡及適用する。</li> <li>・ 条件付対価を移行日の公正価値で認識・測定し、関連会社または共同支配企業に対する投資の帳簿価額の対応する修正を認識する。</li> <li>・ その他のすべての要求事項を移行日から将来に向かって適用する。</li> </ul>	2023年11月
--	----------

① IFRS 第 3 号 BC384 項には「企業に対する非支配投資の保有から、当該企業に対する支配の獲得への変化は、当該投資の性質及び投資を取り巻く経済的環境の重大な変更に関連する」との記載がある。

② 2023年6月IASB会議では、関連会社が持分決済型の株式に基づく報酬または株式ワラントを付与する場合に投資者が持分法をどのように適用するかに関する提案を開発しないことが暫定決定された。

③ 「子会社に保有されていない資産 (an asset that is not housed in a subsidiary)」については2022年9月IASB会議のAP13C第7項脚注1において、当該資産自体を関連会社に対して直接的に抛却／売却することを指し、取引前に当該資産を保有している可能性のある子会社に対する支配持分の抛却／売却ではない、と説明されている。

④ アップストリーム取引については、情報収集の困難性などに配慮し、開示を求めないことが併せて暫定決定された。